

要約筆記者がオンライン上で通訳をするにあたってのガイドライン

社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会
東京手話通訳等派遣センター

1. オンライン会議等に対する要約筆記者の派遣とは
オンライン会議の参加者に対し、要約筆記による情報保障を実施することです。
2. 要約筆記者の派遣形態
利用される聴覚障害者の参加形態等、ご相談いただいた上でケースごとに対応させていただきます。
3. オンライン会議への派遣にあたってお願いしたいこと
 - ① 情報漏洩と守秘義務について ※詳細は<情報管理について>をお読みください。
要約筆記はその場に参加するための通訳です。そのため通訳した記録(ログ)は残さないこととしています。画面の録画や撮影も禁止とします。依頼者や主催者の方にはそのことをご理解いただくとともに、参加者全員に対しその旨の周知をお願いします。
ウェブサイトやSNSなどインターネット上に要約筆記の映像や写真などのデータが流出した場合は、主催者または依頼者の責任で削除をお願いします。
 - ② 通訳会場と担当者
要約筆記者は1か所に集まり通訳をします。新型コロナウイルス感染防止対策がなされ、Wi-Fi等の通信環境が整った会場をご用意ください。必要機器をご用意の上、1名以上の方に通訳終了まで常駐をお願いします。
4. その他
 - ① 関係者への報告等で、オンライン会議の画面や通訳会場を撮影する場合は、事前に当センターへご連絡をお願いします。
 - ② 通信環境のトラブルにより要約筆記ができない状況になった場合も、時間と派遣人数に応じた派遣費を請求させていただきます。
 - ③ 本ガイドラインは予告なく、改定することがあります。

5. 本ガイドラインに対する問い合わせ先

東京手話通訳等派遣センター
コミュニケーション支援課 要約筆記者派遣グループ
電話 03-3352-3335 ファックス 03-3354-6868
メール youyaku@tokyo-shuwaceter.or.jp

※本ガイドラインの無断転用を禁じます。